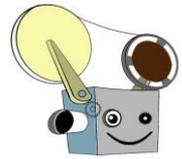




はじめにお読みください



どんな利用ができますか

★教育的、文化的利用に限り、視聴覚教材(DVD・16ミリフィルム・VHSビデオなど)及び機器(プロジェクター・映写機・スクリーンなど)を無料で利用できます。

利用条件

★ 下記の要件を満たす三南地域(三条市・加茂市・見附市・田上町)管内の登録団体(団体に所属している人が対象)であること。(毎年度更新)

- 年間を通して利用計画を持っていること。
- 営利目的のため、あるいは特定の政党及び宗教の宣伝などの目的に利用しないこと。
- ライブラリーが適当であると認めた団体であること。
- 16ミリフィルムを利用する場合は「映写機操作認定証」「16ミリ映写機操作修了証」の所有者が団体に所属し、協議会の行う整備点検を受けた映写機を利用すること。

*学校教育法第1条に定める学校(幼稚園、小・中・高・特別支援学校など)及び保育施設、社会教育施設(公民館、図書館など)公的機関及び公共団体が対象です。

利用時間

- 開館は平日の午前8時30分から午後5時までです。
 - 休館日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始です。
- *教材整備のためなどで臨時休館することがあります。

利用方法

★教材などの利用は予約制です。

- 利用者はあらかじめ電話かメールで予約してください。(2ヶ月先まで予約可能)
- 教材・機器の貸出期間は原則1週間です。
(搬送を利用する場合は搬送日から搬送日まで)
- 同時に貸出できる教材は6本以内です。

★教材・機器の搬送は下記の通りです。

- 「月・木曜日の午前中」は加茂市・田上町・下田方面
「火・金曜日の午前中」は三条市(栄、下田地区以外)の小学校、中学校・見附市方面
「火・金曜日の午後」は三条市(栄、下田地区以外)の幼児教育施設、児童館、児童クラブ
 - 上記以外の栄地区の小中学校、保育所、保育園、三条市(下田地区以外)の行政団体や搬送を希望しない場合は直接、事務局(三条市役所栄庁舎2階)で借用・返却をします。
- *利用料金は無料ですが、送料等が必要な場合は利用者が負担します。

その他

- ★ 教材・機器を利用した時は所定の「利用報告書」に必要事項を必ず記入して提出してください。
- ★ 教材及び機器を破損した場合には所定の「事故報告書」を提出していただきます。通常でない不適切な取り扱いによって破損した場合は修理代等を弁償していただくことがあります。

※ 自治会や学校の PTA などは『借用願』の提出で利用することができます。

そのほかの利用を希望する団体はライブラリーが適当であると認めた場合、その団体に所属する人を対象に『借用書』の提出で、教材や機器を利用することができます。

『借用書』はライブラリーに書式があります。

『借用書』で利用する場合は直接、事務局で貸出返却を行います。

※ 視聴覚ライブラリーで購入する教材は「団体貸出可」「団体上映可」の許諾付きで、無料で利用することが条件となっています。

寄贈による教材にはこの「団体貸出可」「団体上映可」の許諾は付いていませんので、上映に関してはそのつど著作権者に許諾を得なければならない教材があります。

したがって貸出、上映ができないこともあります。

教材目録の中で分類して掲載しています。

申込はこちらへ

三市南蒲地域視聴覚教育協議会

住所 〒959-1153
三条市新堀 1311 番地(三条市役所栄庁舎 2F)

TEL/FAX 0256-45-4204

URL <http://www.sannan.net>

Mail saninfo@sannan.net